

定期接種 高齢者用肺炎球菌予防接種について

平成 26 年 10 月 1 日より、高齢者用肺炎球菌ワクチンが予防接種法に基づく定期接種に追加されました。

肺炎球菌は肺炎の原因になる菌であり、肺炎のほかにも慢性気道感染症、中耳炎、副鼻腔炎などを起こすことがあります。主に高齢者や乳幼児、免疫の弱っているかたで病気をおこし、ときに敗血症や髄膜炎といった重篤な疾患の原因にもなります。肺炎球菌ワクチンは肺炎のすべてを予防するワクチンではありませんが、接種することによって肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぎます。肺炎球菌ワクチンの効果は 1 回の接種で 5 年以上効果が継続するといわれています。

令和 6 年度から、65 歳のかたのみが定期接種の対象となります。

65 歳になる前に受けた接種は助成の対象となりませんのでご注意ください。

肺炎球菌予防接種について

【効 果】

肺炎球菌は、肺炎、気管支炎、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などを起こす細菌の一つであり、特に、高齢者の肺炎の約半数は、肺炎球菌が原因とされています。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎のすべてを予防するワクチンではありませんが、接種することによって、予防効果が期待されます。

対 象 者

上牧町に住民登録があり、過去に成人用肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことのない、下記①または②のかた。

- ① 接種日に 65 歳以上 66 歳未満のかた
- ② 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害 1 級相当の障害のあるかた

※過去に町の助成を受けられているかたは対象外となります。

接種期間

65 歳の誕生日前日から 66 歳誕生日の前日まで

費 用

自己負担 4,000 円 （予防接種料金の差額分は町が負担致します）

※生活保護世帯のかたは無料

接種の手順

- ①対象者のかたに誕生月の翌月にはがきを郵送します。
- ②町内医療機関で接種→医療機関に予約し、はがきと保健証を持参して接種を受ける。
町外医療機関で接種→接種前に健康推進課（上牧町保健福祉センター内）で申請が必要です。はがきと身分証明書（健康保険証・運転免許証など）をご持参ください。
※はがきを紛失したかたは、再発行が必要ですので、健康推進課（上牧町保健福祉センター内）まで身分証明書（健康保険証・運転免許証など）を持参してください。

【町内医療機関】

町内医療機関名	TEL	住所
かがや内科クリニック	77-8070	米山台2-2-10
安達内科医院	32-0703	桜ヶ丘2-13-21
きじ内科クリニック	33-7031	片岡台2-13-15
奈良友絃会病院	78-3588	服部台5-2-1
服部記念病院	77-1333	上牧4244
くずもとファミリークリニック	51-3355	葛城台3-12-22
ゆりクリニック	78-0205	上牧3336-5

※町外の医療機関でも接種できますので、事前に健康推進課へお問い合わせください。

予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような健康被害が生じた場合には、その健康被害の状況に応じて、予防接種法に基づく補償を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律など、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと判断された場合に補償を受けることができます。※給付申請の必要が生じた場合には、上牧町健康推進課へご相談ください。

問合せ 上牧町健康推進課（上牧町保健福祉センター・2000 年会館内）

TEL 0745-51-5700